

個別需給給水契約とは

通常は口径別料金ですが、大口利用者の優遇措置として、従量料金を安くする制度です。

- 基準水量を超えて使用した水量について、安い料金で提供します。
※従量料金335円が266円になります。
- 基準水量は、お客さまの使用状況により変わりますが、二つの契約プランからお選びいただけます。
- お客さまからの申請により、個別に契約いたします。

個別需給料金表

1カ月分(税抜き)

口径 (mm)	基本 料金 (円)	基本 水量 (㎡)	1㎡あたり従量料金(円)			
			1～ 50㎡	51～ 100㎡	101～ 基準水量	基準水量 超
30	3,300	なし	266	302	335	266
40	5,600					
50	9,500					
75	19,000					
100	32,000					
150	71,000					

お問い合わせ先

- ◎ 使用開始や引越しなどの連絡
- ◎ 水道料金のお支払いに関すること

料金課 0178-70-7010

- ◎ 個別需給給水契約に関すること
- ◎ 検針に関すること
- ◎ 漏水の軽減に関すること

料金課 0178-70-7012

八戸圏域水道企業団

039-1112 八戸市南白山台1丁目11-1

代表(総務課) 0178-70-7000

HP www.water-supply.hachinohe.aomori.jp

(令和元年10月改定)

お問い合わせ・お申込み

申請書に必要事項をご記入のうえ、直接または郵送により、下記までお申込みください。

〒039-1112

青森県八戸市南白山台1丁目11-1

八戸圏域水道企業団 料金課

TEL 0178-70-7012

FAX 0178-70-7018

申請書は、ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。



平成27年写真コンテスト優秀賞(鈴木康之氏)



八戸圏域水道企業団

HACHINOHE Regional Water Supply Authority

個別需給給水契約

適用基準

- ◆ 1年間以上継続して使用していること。
- ◆ お申込み前の1年間で、6,000m³以上の使用実績があること。
- ◆ 他の特例等の適用を受けていないこと。
※浴場、プール、船舶、臨時、共同住宅など

契約期間

- ◆ 契約期間は1年間となります。
※10月1日から翌年9月30日まで
- ◆ お申込みは随時可能ですが、契約期間の途中で解除はできません。
- ◆ 料金の適用は、契約日の翌月の検針日による料金から、契約終了日の翌月の検針日による料金までとなります。
- ◆ 契約期間中は、毎月検針・毎月請求になります。

契約の解除

- 下記の場合を除き、原則として契約期間の終了までは解除できません。
- ◆ 水道の使用をやめたとき
 - ◆ 基準に適合しなくなったとき
 - ◆ 料金を滞納するなど契約者の義務を誠実に履行しないとき

料金プランの特徴

	Aプラン (定量特約個別契約)	Bプラン (変動特約個別契約)
責任水量	あり	なし
基準水量	月平均使用水量の 80%	月平均使用水量の 120%
割引単価	266円/m ³ (基準水量を超えた水量に適用)	

- ◆ 基準水量は、お申込み前の1年間の月平均使用水量により算出します。(10m³未満の端数切捨)
- ◆ 責任水量とは、使用水量が基準水量を下回った場合でも、基準水量分の料金を負担していただくものです。

個別需給給水契約 Q & A

Q1 長期契約はできないのですか？

お客さまから解除の申し出がないかぎり、毎年、契約更新になります。その際は、直近1年間の使用水量により、新たに基準水量を設定します。

Q2 単価の変更はないのですか？

水道料金の改定があったときは、変更する場合があります。

Q3 使用水量が大幅に減少したときは？

契約期間中は、契約内容の変更はできません。契約内容の変更・解除は、契約終了の1カ月前から受付します。

個別需給給水契約の料金イメージ

